

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○森会長 次に、階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、両参考人、ありがとうございます。
最初にJIAAさんにお伺いしたいんですが、
今日の御説明の最後のところで、皆さんのところ
では、個別の取引に対して特定の規制に従うよう
強制する権限を有していないということがありま
した。したがって、仮に放送事業者における
民放連のような規制を設けたとしても、なかなか
それは実効性がないのではないかと思いましたが、
そのような理解でよろしいのかということが一点
そしてもう一つは、それも踏まえた上で、広告
の出し手の自主的な基準や申合せに沿って対応す
ることが現実的ではないかという結びになってい
ますけれども、なぜ法的規制ではなくて自主的な
基準や申合せなのかということをお教えください。
○柳田参考人 ありがとうございます。
まず、強制できないということに関しては、
事業者団体という性格がございますので、例えば
ある基準を作って、その基準を会員に遵守するよ

うに推奨するということはしております。それか
ら、先ほど来話題になっております、例えば、プ
ライバシーポリシーあるいはターゲティング広告
といったようなガイドラインにしましては、こ
れは遵守を強く求めているものでございます。

ですので、ガイドラインの内容によりましては、
一律に会員に強く遵守を求めるということはござ
いますけれども、それに、例えば広告の掲載基準
ということになってまいりますと、これは放送と
は違いますが、先ほど上川委員からも御質問がご
ざいましたけれども、インターネットとテレビの
特徴、何が違うのかといいますと、インターネット
トは非常に様々な媒体がございます。媒体特性が
放送局のような一律のものではございませんので、
先ほど来話題にもなっております、大手のプラッ
トフォームのそういったコミュニケーションとい
ったことをコンテンツにしているものもございま
すし、マスメディア由来のもの、それから、専門
媒体あるいは個人のサイトまで含めて、様々なも
のが広告の掲載先としてあるということになって
おります。そうしたときに、一律に掲載基準を設
けて、それを遵守を強制するということがなじま
ないということになります。

それが、では、法規制があった場合にそれを守
らせることができるのかどうかということになり
ますと、これは、各社が法令を遵守するというの
は当たり前のことですので、これは我々の、最初
に御説明いたしました基本方針の中にも定めてい
るとおりですので、法律が守られないということ
はまずないというふうに御理解いただきたいと思います

っております。

○階委員 後段の方がちょっと趣旨が違っていま
して、ここでおっしゃっていることは、広告の出
し手の自主的な基準や申合せに沿って対応するこ
とが現実的ではないかということをおっしゃって
いるわけですが、あえてここに法規制を入
れなかったというのは何か意味があるんでしょう
か。今のお話を聞いてみると、法規制が設けられ
ればそれにはしかるべく対応するということでは
ないか、別に法規制が悪いということを言ってい
るのではないというふうに理解していいでしょうか。
そこだけ端的にお願いします。

○柳田参考人 はい、そのとおりでございます。

○階委員 ありがとうございます。

それでは、山本先生にお伺いしたいんですが、
先ほど言ったようなネット利用による様々な弊害
といいますがリスクというのがある中で、こうい
うことは国民投票法の制定時には当然想定されて
いなかったということ、国民投票法を改正する
に当たっては、当然、ネットによる国民投票運動
であるとか、ネット広告への規制を盛り込む必要
があるかと私たちは考えていますけれども、その点
についての御見解をお願いします。

○山本参考人 今、階幹事がおっしゃったように、
国民投票法制定の時期に比べて、相当メディア環
境は変化してきているということはやはり認識せ
ざるを得ないのではないかなというふうに思いま
す。
そういう意味で、私は、先ほど申しましたとお
り、例えば国民投票広報の方法ですよね、これは

基本的に放送というものを中心として行うというような流れになっていくかと現状思いますけれども、それが本当に十分なのかどうか、若者のやはりテレビ離れといったような問題もあるわけですね。

そういう意味では、プラットフォームを通じて国民投票広報というものを展開していく必要性と、国民投票広報というものはかなりあるのではないかなというふうにも思っております。その点は、私は改正の必要性があるのではないかと、私自身は思っております。

ただ、政治広告の透明性に関しては、果たして、国民投票の時期と申しますか、そのイベントだけに限っていいのかどうか、つまり、政治広告の透明性に関しては、むしろ常にそういった規律というものをかけていく必要性があるのではないかと、思っていますので、国民投票期間に特に必要な規律と、一般的に、そこだけじゃなくて、例えばフイルターバブル、エコーチェンバーというのは恐らくその期間だけに限った問題ではないわけですし、フェイクニュースもまたしかりだというふうにも思っていますので、全体を見通した、つまり、期間だけじゃないやはり規律というものも私はどうしても必要なのではないかと、思っています。

○階委員 国民投票法の範囲にとどまらず、もっと幅広く規制の議論をすべきだというふうにも承りましたけれども、先ほどのお話の中で、三つほどの権利というか論点を挙げていらっしゃったと思っております。

一つは個人情報コントロール権ですけれども、これについては、個人情報保護法の改正で対応す

べきといったような趣旨のお話であったと思えます。それから、知る権利、あるいは情報的健康ですか、こうしたものについては、どういうやり方、憲法で手当てするのか、あるいは何か特別な立法によって手当てするのか、そこについての御見解を伺えますか。

○山本参考人 ありがとうございます。

私は、自己情報コントロール権、あるいは情報自己決定権というのを憲法上の権利として正面から承認することが必要だろうとまず思っております。

この点は、ドイツの憲法裁判所などでは情報自己決定権というのが判例上認められてきている、あるいはIT基本権といったような、そういう基本権もドイツの憲法裁判所は導いているわけですが、けれども、その点は、憲法裁判所のある種の積極性というか特性があるんだろう。

そういう意味では、日本の最高裁がそういった形で、解釈上、自己情報コントロール権なり、そういった今のデジタル化にふさわしい権利というものを出してきてくれるというのが一つのアプローチとしてはあり得ると思えますけれども、御承知のとおり、日本の最高裁にしましては、ある種の消極性というものが言われているところでありますから、私は、そういう意味では、政治の動きというものが非常に重要だというふうにも考えております。

これが個人情報保護法のいわば目的規定のところの改正になるのか、あるいは、デジタル時代全体を見通したある種の基本法のようなものを作っ

て、その中に自己情報コントロール権のような、どう定義するかはまた詳細な議論が必要だと思えますけれども、そういった基本法制、例えば、これはEUのデジタル権利宣言のようなものに近いかもしれないし、アメリカのAI権利章典のようなものに近いかもしれないものを示すような、総合的な今後の方向性というものを示すような、そういう基本法に書き込んでいく。それによって個人情報保護法制全体の解釈というものが方向づけられる、こういうことも考えられるのではないかと、思っています。

ただ、もちろん、それで本当に全体が個人中心の、個人がコントロールラビリティというものを、持つような社会に変わっていくかどうかというのはやはり調査をしなければいけませんし、そういったことをしてもなお、なかなか日本では進まないという憲法事実が認められるのであれば、憲法改正ということもあり得るかもしれませんけれども、当面は、私は、まずはそういった基本法ないし法制度の変革というところを考えておるところです。

それから、知る権利の問題については、これも、例えばEUのデジタル・サービス・アクトというのは、情報の受け取り方です。例えば、リコモーションシステム、お勧めの仕組みのロジックというものの透明化を強く求めたりしております。例えば、ベリー・ラージ・オンライン・プラットフォームという、非常に超大規模なプラットフォームと言われているところに関しては、そういった透明性の規律が一段と高まっておるわ

けですし、プロファイリングのかかっていない、少なくとも一つのリコメンデーションシステムを提供しなければいけないといったようなこともあるわけです。

つまり、情報を摂取することの主体性ですよ、そういったものがある種保障していく、担保していくような仕組みをつくってきているところなのか。

今、私は、情報偏食させられている状態が今あるのではないかと申し上げましたけれども、そういった、ある種情報の受取の主体性というものを取り戻すような、そういう法律の制定というものが場合によっては必要になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○階委員 時間が来たので終わりますけれども、我々の知る権利という文脈は、今おっしゃったような情報の健康を維持するための文脈だけではなくて、政府に対して正しい情報を開示させる権利という文脈でも、知る権利というのは重要なかなと思っております。

いずれにしても、先生が今日おっしゃっていることは、我々も何らか法的な制度的整備が必要ではないかと思っておりますので、今後とも御指導よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。